

令和3年度
佐賀(3)地区漁業集落環境整備
測量設計調査委託業務

【特記仕様書】

黒潮町 海洋森林課

1. 業務名称等

業務番号：令和3年度 漁集第2-1号

業務名：佐賀(3)地区漁業集落環境整備測量設計調査委託業務

2. 業務場所

黒潮町 佐賀 町分 地内

3. 特記仕様書の適用範囲

本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づき実施するものとする。但し、本特記仕様書に記載されていない事項については高知県土木部制定「高知県測量業務共通仕様書」及び「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施するものとする。

4. 業務目的

本業務は、黒潮町地区漁業集落環境整備事業全体計画に基づき、佐賀地区排水計画（排水ポンプ設置）における、雨水排水路（内水排水ポンプ施設整備）の実施設計を行うものである。

5. 業務概要

黒潮町佐賀町分地区に内水排除を目的として整備を行う内水排水ポンプ施設の実施設計を行うものであり、通常の排水機場のような排水樋管ではなく、口径φ300mm程度の排水管を堤防乗越し形式で構築するもの。

6. 業務内容は以下のとおりとする。

1) 設計協議

(1) 第1回打合せ

設計工程、方針及び貸与資料確認

(2) 中間打合せ

設計業務の主な区切りにおいて必要に応じた諸条件確認

(3) 最終打合せ

業務完了時における総括説明及び、成果品納入物の最終確認

2) 設計業務

(1) 設計計画

準備作業（資料収集）、作業計画

(2) 基本事項

ポンプ形式の決定、土木構造物の寸法決定

(3) 詳細事項

ポンプ全揚程、計画実揚程の決定、ポンプ仕様、原動機出力の決定、補機の選定、配置の検討、操作制御方式の検討、付属設備の仕様、配置の決定

(4) 設計計算

設計計算書、各部応力計算、材質・部材の検討決定、施工計画・工事工程計画の作成（概略）、特別仕様書（案）の作成〔操作規定、管理規定案の作成〕

(5) 設計図

一般構造図（全体、部分配置図）、

電気設備図（単線接続図）〔操作制御フロー図（計装フロー図）〕

〔電気配線図（電気一次配線系統図）〕、仮設図

(6) 材料計算

〔主要部材数量表（内訳表・集計表）〕 機器数量表（規格・容量・重量）

- (7) 照査
照査
- (8) 概算工事費の算出
概算工事費の算出

7. 設計条件

- 1) ポンプ諸元
 - (1) ポンプ形式：渦巻、水中ポンプ形式
 - (2) ポンプ台数：2台（町分地区①Φ250mm、町分地区②Φ350mm）
 - (3) 口径：平均Φ300mm
 - (4) コンクリートケーシング：無し
 - (5) 異種・異口径種類：3

8. 測量業務

- 1) 本業務の設計に必要な現況平面図の資料を得るために、現地測量を実施する。なお、測量範囲は別図のとおりとする。
- 2) 現地測量等で利用した基準点については点の記の作成を行うものとし、境界点も含め重ね図等を作成するものとする。なお、これらの作業は、作業計画に含まれるものとする。

9. 成果品

本業務において納入する成果物は次のとおりとする。

- 1) 報告書（電子成果品） 正・副各1部
- 2) 報告書（紙簡易製本／両面印刷） 1冊
- 3) 設計図面（A3縮小版2折製本） 1冊
- 4) 測量機械器具検定証明書（国土交通省公共測量作業規程第14条による）
- 5) その他、発注者が指示するもの

10. 資料の貸与

貸与する関係資料は、下記のとおりとする。

- 1) 第2-5-1号 佐賀(3) 地区漁業集落環境整備 排水機場設置概略設計委託業務 報告書（電子成果品含む）

11. その他

- 1) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と協議により決定する。
- 2) 発注者と関係機関との事前協議、地元説明会等に必要な技術資料等の作成を行い、必要であれば発注者とともに関係機関（※）と関係機関協議を行う。ただし、発注者との協議により設計変更の対象とする。（※関係機関：地元、河川管理者（高知県））

12. 準拠する技術基準書等

本業務を行うにあたり、以下の技術基準に準拠すること。

- ① 漁港海岸事業設計の手引き 2020（全国漁港漁場協会）
- ② 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 2019（全国漁港漁場協会）
- ③ 漁港漁場関係事業事務必携 2019（全国漁港漁場協会）
- ④ 漁港・漁場の施設の設計参考図書 2015（全国漁港漁場協会）
- ⑤ 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 2015（国土交通省）
- ⑥ 河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案) 2016（国土交通省）
- ⑦ その他